

2011年10月20日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

公開草案「IFRS 第9号の強制適用日の延期」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会が公表した公開草案「IFRS 第9号の強制適用日の延期」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

質問1

IFRS 第9号（2009年版）とIFRS 第9号（2010年版）を、2015年1月1日以後開始する会計年度から適用する改訂の提案に賛成するか否か。賛成しない場合の代替案。

（回答）

- ・適用開始年度の延期改訂に賛成。
- ・さらに、「IAS 第39号を置き換えるプロジェクトのすべてのフェーズを同時に適用できることを前提に現行基準の強制適用日を2013年1月1日に規定」（IASB公表）した背景に鑑み、IFRS 第9号の他の構成要素である「減損」および「ヘッジ会計」等の基準化後、十分な適用準備期間を確保できるような強制適用日の設定をお願いしたい。

（理由）

- ・IFRS 第9号の強制適用日を2013年1月1日と規定した当初の背景は、IAS 第39号を置き換えるプロジェクトの全フェーズを同時に適用できるようにするためである（IFRS 9（2009）BC92）。「減損」の適用日の遅延が必要になった場合、または「保険契約」に関する新基準の強制適用日が2013年よりも遅くなった場合にはIFRS 第9号の適用日の延期を考慮することとなっている（IFRS 9（2009）BC93）。

現在の個別基準の改訂作業の進行状況、および IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの全フェーズを同時に適用することの重要性を理事会にて再確認したこと (ED BC3) に鑑み、今回の強制適用日延期に賛成する。

- ・「発効日と移行方法」(2010 年 10 月) に対する全銀協意見書 (2011 年 1 月 31 日) においても主張のとおり、金融機関にとって金融商品を規定する IFRS 第 9 号への対応は財務報告だけでなく、管理会計・リスク管理に多大な影響を及ぼすものであり、IFRS 第 9 号の他の構成要素である「減損」等の基準化後、適用までの準備期間として 5 年程度を要する。よって、IAS 第 39 号の置き換えプロジェクトの全フェーズ確定時点において、再度強制適用日の妥当性を検証のうえ、再検討すべきである。

#### 質問 2

2012 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に、IFRS 第 9 号を最初に適用した企業に対して、提示されるべき比較情報の IFRS 第 9 号の規定を変更しないとの提案に賛成するか否か。その理由。賛成しない場合の代替案。

#### (回答)

- ・遡及適用免除規定を変更しない提案には同意しない。質問 1 に対する回答同様、IAS 第 39 号を置き換えるすべてのプロジェクトを同時に適用できる強制適用日を設定した場合、その時点から短期間のうちに IFRS 第 9 号を早期適用する企業には現行基準と同じく、移行負荷・コストを軽減すべく、一定期間、遡及適用免除規定を設けるべきと考える。

#### (理由)

- ・現行基準において、2012 年までに IFRS 第 9 号を早期適用する企業には、短期間で新しい分類モデルを適用することの実務負荷を考慮し、比較情報としての過年度財務諸表に関して遡及修正・再表示を要求しないと決定している (IFRS 9 BC107)。IFRS 第 9 号の強制適用日が延期される場合には、早期適用する際の負荷は不変であることに鑑み、遡及適用免除規定の適用可能期間も同様に延長するよう、修正されるべきと考える。

以 上